

政令月収の算出方法

(1) 世帯全員の総所得金額の算出

所得がある人全員分の総所得を合算します

総所得の確認方法

○給与収入のみの方

令和5年度市民税・県民税所得課税証明書

令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書

令和5年度市民税・県民税（税額決定・納税通知書）

いずれかの総所得金額

○複数の収入がある方

令和5年度市民税・県民税所得課税証明書の総所得金額

(2) 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	所得がある人	100,000 円× 人 ※所得が10万円以下 の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000 円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者および扶養親族で70歳以上の方	100,000 円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある寡婦*の場合 ※夫と離婚または死別等後婚姻せず、 扶養親族を有する（死別等を除く。） 総所得金額が500万円以下の者	270,000 円× 人 ※所得が27万円以下 の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得があるひとり親*の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする 総所得金額が48万円以下の子を有する 総所得が500万円以下の者	350,000 円× 人 ※所得が35万円以下 の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	270,000 円	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	400,000 円	円
合計（1から8までの控除額の合計）			世帯の控除額合計 円

(3) 政令月収の算出

「世帯全員の総所得金額」から「世帯の控除額」を差し引き、12で割った額が政令月収となります。

計算式

政令月収 = (「世帯全員の総所得金額」 - 「世帯の控除額」) / 12

【計算例】

家族構成 本人 総所得金額 100万円
 子ども（4歳、2歳）

（2）世帯全員の総所得金額の算出 100万円

（3）世帯の控除額の算出

10万円（給与所得等控除）×1（本人）
+38万円（同居及び扶養控除）×2人（子ども）
+35万円（ひとり親控除）×1（本人）

【障がい控除について】

普通障がい者控除（27万円）：身体3～6級、精神2,3級、療育Bの入居者又は同居者

特別障がい者控除（40万円）：身体1,2級、精神1級、療育Aの入居者又は同居者